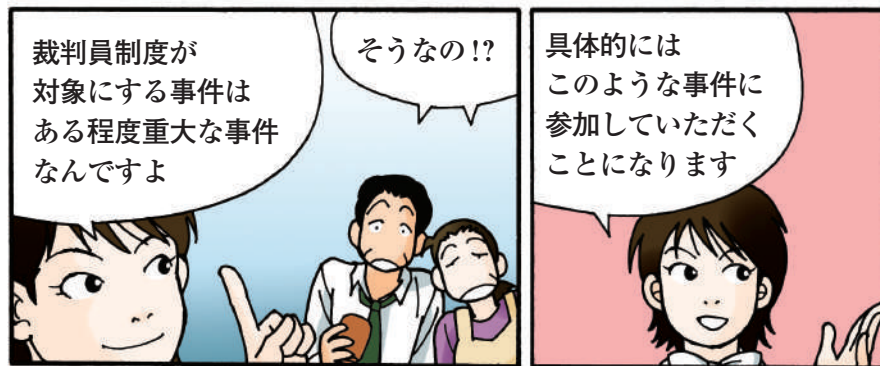
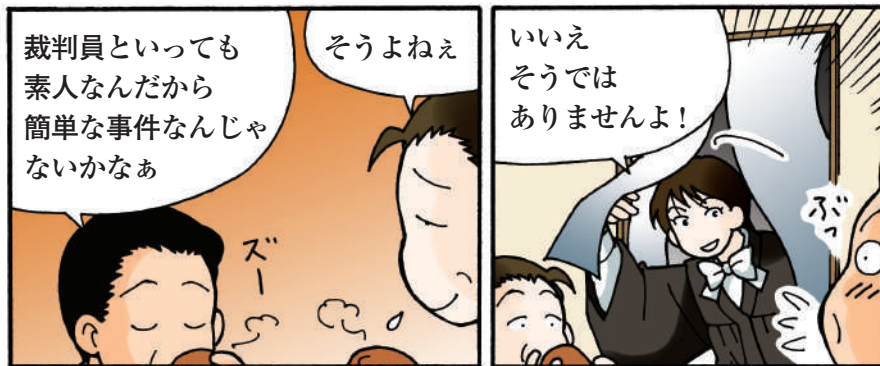
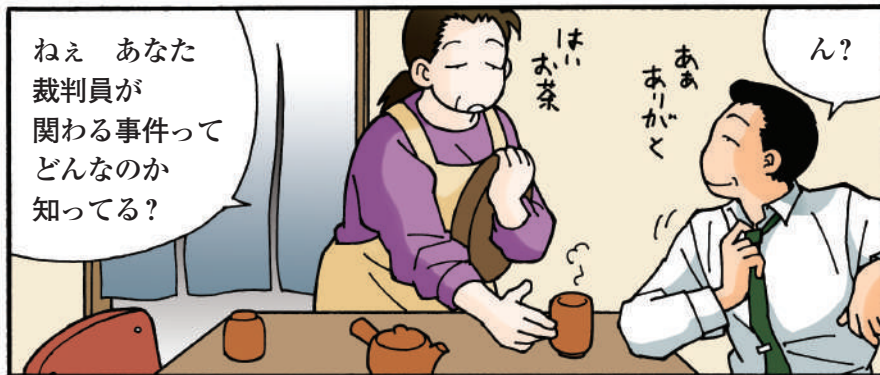


Q2

どのような事件を扱うのですか？



A2

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。



- ①人を殺した場合(殺人)
- ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)
- ⑧財産上の利益を得る目的で覚醒剤を密輸入した場合(覚醒剤取締法違反)

などです。

このような事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられたり生活の平穏が著しく侵害されるおそれがある場合や、審判に要する期間が著しく長期になることが見込まれる場合で裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。